

長野市感染症予防計画（案）に対する
市民意見等の募集（パブリックコメント）結果及び
計画の決定について

実施概要

趣旨	計画の策定に当たり「長野市まちづくり意見等公募制度実施要綱」に基づき実施
募集期間	令和5年11月21日（火）～12月20日（水）（30日間）
公表方法	記者会見、広報ながの12月号、市ホームページ、窓口での閲覧
計画（案）の閲覧場所、意見・提案用紙の配布窓口	保健所健康課、各保健センター・支所、行政資料コーナー、ホームページ
提出方法	ながの電子申請サービス、メール・郵送・FAX、持参

実施結果

意見等の提出者数 4人（提出方法内訳：メール3人、持参1人）

意見等の件数 9件

意見等に対する市の対応

対応区分	対応方針	件数
1	計画（案）を修正する	7件
2	計画（案）に盛り込まれており、修正しない	0件
3	計画（案）を修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする	0件
4	検討の結果、計画（案）を修正しない	1件
5	その他（質問への回答、状況説明など）	1件
合計		9件

対応区分1 計画（案）を修正する

NO.	ページ	該当項目	意見等の内容	市の考え方
1	9	1（3）結核に係る定期健康診断 ア、イ	結核の具体的記載であるため、P23（結核）の項目に移動してはいかがでしょうか。	ご指摘のとおりP23の4結核の項目に移動します。
2	10	1（9）保健所の体制強化、役割分担及び両者の連携	両者とは何を指すか読み取れないので、ご確認をお願いします。	保健所と地方衛生研究所の体制強化及び連携についての項目立てとしていましたが、他の箇所に記載していましたので削除します。
3	10	2（1）イ 感染症発生時は、病原体や感染状況に応じて、感染症の拡大防止、まん延防止、再発予防、市民の注意喚起、不安解消を目的として公表を行う	再発防止という表現はあまり感染症の対応で使用されないと思います。再感染、再燃を指しているのか、流行の再拡大を指しているのか不明確なので、文言の変更を含めご検討いただければと思います。	食中毒のような同じ病因物質による集団感染を想定して記載しましたが、ご指摘のとおり不明確でしたので、「再度の拡大・まん延防止」に修正します。
4	12	3（2）情報の収集、調査、研究の推進 ～厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師が県に対して届出等を行う場合～	保健所設置市の場合、医師の届出先は県ではなく市が正しいと思われるため、ご確認をお願いします。	ご指摘のとおり「～厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師が市に対して届出等を行う場合、電磁的方法により行う」に修正します。

対応区分1 計画（案）を修正する

NO.	ページ	該当項目	意見等の内容	市の考え方
5	14 15	6 感染者の移送の体制の確保	<p>医療機関で看護師をしています。新型コロナウイルスの対応では、コロナ陽性となった患者さんが、入院する状態ではないのに、帰るように伝えてもタクシーにも乗れないと病院に留まれる状況等があり、陽性者の移送に問題があったように思います。旅行中に陽性になった方が宿泊施設に戻れないこともありました。</p> <p>次の感染症の流行では、このような状況で患者さんがたいへんな思いをすることがないように、移送業者や宿泊業者への働きかけや、連携も必要ではないかと考えます。</p>	<p>法律上、感染者の医療機関への移送は保健所が行うこととされています。発熱等の症状があり受診する場合や、受診後に自宅や宿泊施設等に戻る場合には、各自ご対応いただくこととなりますが、非常に重要なことですので、以下のとおり追加します。</p> <p>6（4）移送に該当しない感染者等の移動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・症状のある患者の受診や、感染者が自宅に戻る際の移動については、感染症法に基づく移送に該当しないため、患者による対応となる ・自ら移動手段を持たない方の移動については、病原体の特性や感染状況、国の方針を踏まえ、交通事業者、宿泊業者、福祉サービス事業者による移動手段が確保できるよう、働きかけを行う
6	14 15	6 感染者の移送の体制の確保	<p>新型コロナウイルスのときに、陽性になると普段利用している送迎サービスが使えなくなってしまい、車いすでの移動にとっても困った。</p>	<p>上記NO.5と同様です。</p>

対応区分1 計画（案）を修正する

NO.	ページ	該当項目	意見等の内容	市の考え方
7	17	10（2）具体的な方策 感染者の増加等により外来診療がひっ迫した場合は、市販薬等を活用して療養するセルフメディケーションや、軽症であれば自宅で様子を見るなどの適切な受診を呼びかける	「市販薬等を活用して療養するセルフメディケーション」との記載について、あまり知識のない市民にとっては、何を準備しておけばよいか不安であるし、相談を薬剤師にするのもおっくうに感じる。オーバードーズの問題もあるので、適切な使用を注意喚起することも必要ではないか。	感染症流行時の対応だけでなく、平時から普及啓発を行う内容のひとつとして以下のとおり修正します。 平時から、手洗いの重要性やその方法、感染が疑われたときの対処方法、軽症であれば市販薬等を活用しながら自宅で様子を見るセルフメディケーションとその準備、ワクチン接種などの感染症に関する正しい知識の普及・啓発を行う

対応区分4 検討の結果、計画（案）を修正しない

NO.	ページ	該当項目	意見等の内容	市の考え方
8	12	2（7）食品衛生対策との連携 病原体、原因食品、感染経路等が判明した場合、食品衛生担当は、病因物質に汚染された食品等の販売禁止、営業停止等の行政処分を行い、感染症担当は、必要に応じて消毒等を行う	食品媒介感染症における消毒等は、国の基本指針では、感染症対策担当の業務として記載されていますが、実態はそうではないと思うので、改めて記載内容を検討いただければと思います。	実際に感染症対策担当者が施設の消毒等を行うケースは非常に稀だと思われませんが、感染症法第1類から4類感染症については、消毒は施設等の管理者が行い、それができない場合には行政職員が行うこととなっているため、現行のままの表記とします。

対応区分5 その他（質問への回答、状況説明など）

NO.	ページ	該当項目	意見等の内容	市の考え方
9	その他	その他	高齢者がコロナになって介護度が上がってしまい、変更申請をしてもすぐには認定されないので、必要な介護サービスが使えなかった。	要介護認定は、訪問調査や主治医意見書が必要となることから、結果が出るまでに一定の期間が必要となります。なお、要介護認定の迅速化については、「第10次長野市高齢者福祉計画・第9期長野市介護保険事業計画（あんしんいきいきプラン21）」に基づき進めてまいりますので、ご理解をお願いします。